



競争ルールの検証に関するWG（第49回） ご説明資料

KDDI株式会社

2023年12月4日



1

中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

2

競争を一層促進するための実効性の高い対策

3

その他モバイル市場の競争促進に資する対策

4

まとめ

**1****中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策****2****競争を一層促進するための実効性の高い対策****3****その他モバイル市場の競争促進に資する対策****4****まとめ**



1. 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策（1/3）

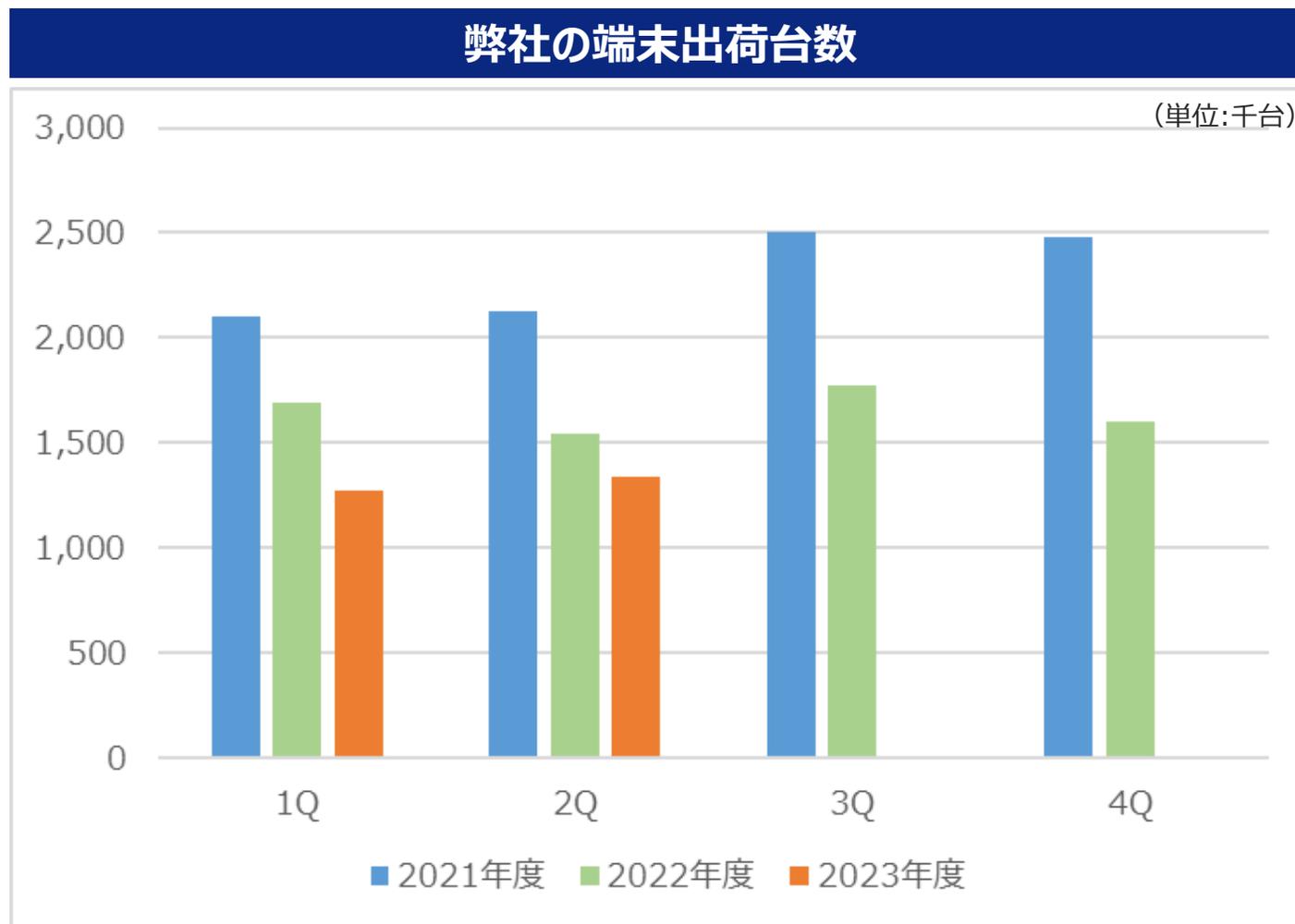
5Gはデジタル田園都市国家構想の実現に不可欠な重要なデジタル基盤
ビジネスや日常生活に革新をもたらし、日本の経済成長を支える5G普及は重要





1. 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策（2/3）

弊社販売中のスマートフォンは全て5G対応であるが、**出荷台数は大幅に減少傾向**





1. 中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策（3/3）

5G普及のため、中古・新品端末ともに**5G端末の流動性を上げることが重要**
将来的にはミリ波端末の普及拡大も課題

まずは、**新たなルール（割引上限見直し等）**による**端末市場の変化について注視が必要**
弊社としては、ルールに則り適切に対応していく

端末市場の変化を注視



端末市場



**1**

中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

2

競争を一層促進するための実効性の高い対策

3

その他モバイル市場の競争促進に資する対策

4

まとめ



2. 競争を一層促進するための実効性の高い対策（1/2）

事業法改正以降の様々な取組により、問題とされた課題等の解消に一定の成果
見直し後ルール（割引上限見直し等）による端末の転売抑止効果や流動性への影響等
当面は状況を注視することが必要

<ルール見直しの主な内容>

	通信料金と端末代金の完全分離	行き過ぎた囲い込みの禁止
現行	「白ロム割」は上限の範囲に含めず 上限2万円規制	過去・将来の継続利用を問わず 上限1カ月分の料金/年
見直し後	「白ロム割」を上限の範囲に含め 上限2～4万円規制	過去の継続利用は規律対象外とした上で 6カ月以内：上限1カ月分の料金/月 6カ月超：上限1カ月分の料金/年

2. 競争を一層促進するための実効性の高い対策（2/2）

今回の見直しのひとつに「規律対象となる事業者範囲の見直し」があるが一部の事業者を指定対象外としたことによる**競争環境に与える影響を見極めるべき**

MNO	MVNO	
	MNOの特定関係法人	その他MVNO
<ul style="list-style-type: none"> NTTドコモ 	<ul style="list-style-type: none"> NTTコミュニケーションズ NTTビジネスソリューションズ NTTPCコミュニケーションズ NTT BP NTTメティアサブライ NTTリミテッド・ジャパン ドコモCS 	シェアが 0.7% 4%超
<ul style="list-style-type: none"> KDDI 沖縄セルラー電話 UQコミュニケーションズ 	<ul style="list-style-type: none"> ジェイコム地域会社(11社)[*] ソラコム 中部テレコミュニケーション ビッグロープ 	<ul style="list-style-type: none"> ## オプテージ <div style="border: 2px solid blue; padding: 5px; color: white; text-align: center;"> 指定対象から外れたことによる競争環境に与える影響について検証が必要 </div> <div style="border: 2px solid red; padding: 10px; text-align: center; margin-top: 10px;"> 計28社 (現行は計30社) </div>
<ul style="list-style-type: none"> ソフトバンク 		
<ul style="list-style-type: none"> 楽天モバイル 	<ul style="list-style-type: none"> 楽天コミュニケーションズ 	

※ 大分ケーブルテレコム、ケーブルネット下関、ジェイコムウエスト、ジェイコム九州、ジェイコム埼玉・東日本、ジェイコム札幌、ジェイコム湘南・神奈川、ジェイコム千葉、ジェイコム東京、土浦ケーブルテレビ、横浜ケーブルビジョン

**1**

中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

2

競争を一層促進するための実効性の高い対策

3

その他モバイル市場の競争促進に資する対策

4

まとめ

通信モジュールは事業法第27条の3等の規律の対象外一方で、様々なIoTデバイスがインターネットにつながり多様な用途での利用が広がる中通信モジュールの機能によって規律対象・対象外の判断が変わる仕組みは見直しが必要

例) 車載モジュール

通信モジュールに該当

①センター通信 (地図の更新等) のみ



通信モジュールに該当せず事業法27条の3の規律対象?

②車内Wi-Fi (テザリング) が可能 (最近のコネクテッドカー)



コネクテッドサービス (役務) の加入を条件としたら、カーナビや車の値引きが4万円まで?

通信モジュールは機能の有無により規律対象・対象外の判断を行うのではなく一律、本規制の対象外とすべき



(参考) 電気通信事業法第27条の3等の運用に関するガイドラインの修正案

現行ガイドライン

3 禁止行為の対象となる電気通信役務

(3) 指定しない役務

② 携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務

オ(略)

- a 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備として予定された移動端末設備以外では使用できないようなハードウェア又はネットワーク上の制限がある電気通信役務

「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」には、例えば、各種（温度、速度、位置情報等）センサ、監視用カメラ、車載カーナビ、フォトパネルなどが該当する。ただし、移動端末設備の形状や本来予定されていた用途にかかわらず、制限のない音声通話、自由なインターネットブラウジング、テザリング（特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備以外に接続できる場合に限る。）が可能であるものは含まない。

「ハードウェア又はネットワークにおいて制限」とは、例えば、次のような制限が該当する。

- ・ SIMカード（SIMカードに類する機能を有するものを含む。）が移動端末設備に組み込まれており、分離不可能であるもの。
- ・ SIMカードが通常の方法では容易に取り外せないよう移動端末設備に封入されているもの。
- ・ SIMカードを予定された移動端末設備以外に挿入した場合に、ネットワークの利用が制限され、通信できなくなるもの。

ガイドライン修正案

3 禁止行為の対象となる電気通信役務

(3) 指定しない役務

② 携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務

オ(略)

- a 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備として予定された移動端末設備以外では使用できないようなハードウェア又はネットワーク上の制限がある電気通信役務

追加

「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」には、例えば、各種（温度、速度、位置情報等）センサ、監視用カメラ、車載カーナビ、フォトパネル、**コネクテッドカー、災害救助用ドローン**などが該当する。~~ただし、移動端末設備の形状や本来予定されていた用途にかかわらず、制限のない音声通話、自由なインターネットブラウジング、テザリング（特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備以外に接続できる場合に限る。）が可能であるものは含まない。~~

「ハードウェア又はネットワークにおいて制限」とは、例えば、次のような制限が該当する。

削除

- ・ SIMカード（SIMカードに類する機能を有するものを含む。）が移動端末設備に組み込まれており、分離不可能であるもの。
- ・ SIMカードが通常の方法では容易に取り外せないよう移動端末設備に封入されているもの。
- ・ SIMカードを予定された移動端末設備以外に挿入した場合に、ネットワークの利用が制限され、通信できなくなるもの。

**3G契約者の移行先事業者の選択肢を拡大・移行促進を図り
公正な競争環境を整備することを目的として**

3Gサービス非提供事業者においても通信料割引の実施を可能とする措置の追加が必要

例) 3G契約者を対象とした移行施策の場合

	3Gサービス提供事業者	3Gサービス 非提供・提供終了 事業者
端末割引 (特例による0円提供)	○ 特例により提供可	○ 特例により提供可
通信料割引	○ 提供可	✗ 提供不可

! 新規契約を条件とした通信料割引
となりガイドライン違反

お客さまの移行先事業者の選択肢が実質的に制限され、公正競争観点でも問題





現行ガイドライン

5 通信料金と端末代金の完全分離

(3) 端末代金の値引き等の利益の提供【施行規則第22条の2の16】

② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」【施行規則第22条の2の16第1項各号】

ウ「新規契約」を条件とする利益の提供

法第27条の3第2項第1号に規定する「端末の販売等に際して」、「新規契約」を条件として行う利益の提供は、その通信契約が「継続利用」に当たるものか否かに応じて、禁止行為の対象となる。

また、法第27条の3第2項第1号に規定する「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供については、通信料金の割引を行うものであれば、法第29条第1項第5号に規定する要件に該当する可能性があり、それ以外のものであれば、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の利益の提供額が合計で2万円（税抜）を超える場合には、同項第12号に規定する要件に該当する可能性がある。

(略)

ガイドライン修正案

5 通信料金と端末代金の完全分離

(3) 端末代金の値引き等の利益の提供【施行規則第22条の2の16】

② 禁止の対象となる利益の提供を行う「条件」【施行規則第22条の2の16第1項各号】

ウ「新規契約」を条件とする利益の提供

法第27条の3第2項第1号に規定する「端末の販売等に際して」、「新規契約」を条件として行う利益の提供は、その通信契約が「継続利用」に当たるものか否かに応じて、禁止行為の対象となる。

また、法第27条の3第2項第1号に規定する「端末の販売等に際して」ではない「新規契約」を条件として行う利益の提供については、通信料金の割引を行うものであれば、法第29条第1項第5号に規定する要件に該当する可能性があり、それ以外のものであれば、電気通信事業者と届出媒介等業務受託者の利益の提供額が合計で2万円（税抜）を超える場合には、同項第12号に規定する要件に該当する可能性がある。

なお、第3世代携帯電話サービスの提供に関する契約を解約し、新たな通信方式を用いた通信役務の提供に関する契約を新たに締結する場合を対象として通信料金の割引を行うことは、「端末の販売等に際して」の該非に関わらず「新規契約」を条件として行う通信料金の割引には例外的に該当しない。

追加

**1**

中古端末を含む端末市場の更なる活性化のための対策

2

競争を一層促進するための実効性の高い対策

3

その他モバイル市場の競争促進に資する対策

4

まとめ



4. まとめ

1

5G普及のため、中古・新品端末ともに5G端末の流動性を上げることが重要。まずは、新ルールによる端末市場の状況変化を注視。

2

今回の見直しにより、一部事業者が規律対象外となったことによる競争環境への影響について検証が必要。

3

通信モジュールは、特定の機能有無に関わらず、一律、規律対象外とすべき。

4

3G契約者の移行先事業者の選択肢拡大・移行促進を図り、公正な競争環境確保のため、3G非提供事業者も通信料割引施策が可能となる措置が必要。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

